

○甲賀市再生可能エネルギー活用備品貸出事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の各地域における再生可能エネルギーの活用を促進するため、甲賀市が保有する備品の貸出しについて、適正かつ円滑な事務処理を図るため必要な事項を定めるものとする。

(貸出しをする備品)

第2条 貸出しをする備品は、別表に定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第3条 備品の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 区

(2) 自治会

(3) 自治振興会

(4) その他市長が地域における再生可能エネルギーの活用を促進するために必要と認める団体

(貸出しの期間)

第4条 備品の貸出期間は30日以内とする。ただし、特別な理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(費用の負担)

第5条 備品の使用料は、無料とする。

2 貸出期間における備品の運搬、管理等に要する経費は、備品を使用する者（以下「使用者」という。）が負担しなければならない。

(貸出しの手続き)

第6条 備品の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲賀市再生可能エネルギー活用備品借用申請書（様式第1号。以下「借用申請書」という。）に、次に掲げる資料を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 備品を設置する位置を示す地図

(2) 備品を設置する場所の写真

(3) 備品を設置する河川等の管理者の占用許可証の写し又は土地所有者の承

諾書

2 借用申請書の提出は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 市長が指定するウェブフォームへの入力
- (2) 環境未来都市推進室あてのEメール
- (3) 環境未来都市推進室の窓口

3 借用申請書の受付期間は、貸出し希望日の3月前から貸出し希望日までとする。

4 市長は、備品の使用を承認したときは、甲賀市再生可能エネルギー活用備品貸出許可通知書（様式第2号。以下「借用許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

（貸出しの制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸出しを行わない。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 法令に反するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- (4) 政治的、宗教的活動又はこれらに類する行事等に使用するおそれがあるとき。
- (5) 備品を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (6) 管理上の支障が生じるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（備品の貸出し及び返却）

第8条 備品の貸出日及び返却日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 備品の貸出し及び返却時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 備品の貸出し及び返却場所は、甲賀市役所とする。

4 市長が特に必要と認めるときは、備品の貸出し及び返却の日時及び場所を変更することができる。

- 5 使用者は、借用許可書を提示し、係員の指示に従って借り受ける備品の数量、破損及び汚損等の状況を確認のうえ搬出しなければならない。
- 6 使用者は、借り受けた備品に紛失、破損及び汚損等がないか十分確認した上で、係員の指示に従って点検を受けて返却しなければならない。

(備品の取扱い)

第9条 使用者は、借り受けた備品を盗難、遺失、紛失、破損及び汚損等に十分配慮した場所に設置し、自らの責任において適正に管理しなければならない。

- 2 使用者は、借り受けた備品を貸出目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者は、借り受けた備品の使用権利を譲渡し、又は備品を転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間満了の日以前においても使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正の手段により、使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (4) 故障により使用することができなくなったとき。
- (5) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (6) 備品の管理上、支障があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適當と認めるとき。

- 2 前項の規定により使用者が使用の承認を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた使用者の損害については、市はその責めを負わない。

(損害賠償の義務等)

第11条 使用者は、備品を盗難、遺失、紛失、破損及び汚損等したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額、又は免除することができる。

- 2 使用者等が、借り受けた備品の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責めを負わない。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、備品の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

備品名称	数量
螺旋式小型水力発電装置（専用防犯灯含む）	1 式